

平成30年8月17日付け県公報第3039号をもって公告した公共測量は、次のとおり作業期間を変更し、終了したので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和元年7月2日

静岡県知事 川勝平太

- 1 測量機関
南関東防衛局
- 2 作業の種類
公共測量（基準点測量及び施設測量）
- 3 作業期間
変更前 平成30年6月21日から平成31年1月31日まで
変更後 平成30年6月21日から平成31年3月26日まで
- 4 作業地域
浜松市中区和合町、西区西山町